

総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/65/L.87)]

65/312 ユースに関する総会ハイレベル会合の成果文書：対話および相互理解

総会は、

2009年12月18日の総会決議64/134、とりわけその第3項および2011年3月15日の総会決議65/267、とりわけその第1項を想起し、

以下の、ユースに関する総会ハイレベル会合の成果文書：対話および相互理解を採択する。

ユースに関する総会ハイレベル会合の成果文書：対話および相互理解

我ら、加盟国の国家元首および政府の長、大臣並びに代表は、「ユース：対話および相互理解」の主題について2011年7月25日と26日にニューヨークの国際連合本部でのハイレベル会合に集った。

1. 平和、自由、正義、寛容、人権および基本的自由に対する尊重、発達と開発の目標に対する結束および献身の理想について、若者の中に普及し且つ育成しまた彼らを教育する必要性を強調する。
2. 総会が2010年8月12日に始まる年を国際ユース年：対話および相互理解と宣言し、国際ユース年のハイライトとしてハイレベル会合の重要性を認めた2009年12月18日の決議64/134を想起する。
3. 15の相互に関係する優先分野を含む、ユースのための世界行動計画を再確認し、加盟国に対し、地方の、国の、地域のそして国際の水準でのその実施を継続することを求める。
4. 加盟国に対し、ユース、とりわけ貧者および阻害されてきた者の最善の利益に焦点を合わせた包括的政策と行動計画を策定し、またユースの発展のあらゆる側面に対処することを奨励し、そして国際社会および国際連合システムに対し、国家のユース計画を支援すること並びにユースに影響している現在の全ての課題に十分に対処するため、ユースのための世界行動計画を含む、ユースに関する既存の国際的枠組を更に開発しまた改善することもまた奨励する。
5. 加盟国に対し、少女および若い女性の脆弱性並びにジェンダー平等を確保することに対する少年および若い男性の重要な役割を認識しつつ、ユースの発展のあらゆる側面におけるジェンダー平等並びに

女性の能力の強化を促進することもまた奨励する。

6. 加盟国および、ユース主導の組織、私的部門、市民社会並びにメディアを含む全ての利害関係者および国際連合機関の活動、特別な催し物、貢献並びに入力情報に感謝しつつ留意し、ユース主導の組織からハイレベル会合の成果文書への入力情報を考慮する。

7. 若い人々が彼らの憧れや課題に対処できまた彼らの可能性を実現できる方法は、現在の社会的および経済的状况並びに将来の世代の福祉と暮らしに影響を及ぼすであろうことを認識し、またユースの人権を含む彼らの権益を、特に若い人々の可能性と才能を発展させることで彼らを支援し、またユースが直面している障害に取り組むことにより、促進する一層の取組の必要性を強調する。

8. ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標を達成し、また世界的な会議およびサミットの成果文書並びに関連計画を実施する公約を想起する。

9. 全てのその多様性においてユースに反映している、効果的な分野別のまた分野横断的な国のユース政策並びにミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成を促進する国際的協力の重要な役割を強調する。

10. 加盟国に対し、ミレニアム開発目標を含む、関連する国際的に合意された開発目標並びにユース世界行動計画を含む、関連する行動の成果文書および計画に対するその公約の実施を再検討し且つ評価することを招請し、また国際連合地域委員会に対し、それに関連した国の経験、教訓および模範例に関する情報を共有する加盟国を、支援することを要請する。

11. 加盟国に対し、ユース開発に関するその文化的な状況を考慮しつつ、効果的な国のユース政策を開発すること、実施すること、監視することおよび評価することを継続すること並びにユースに関する関連する地域的計画を促進することを奨励する。

12. ユースと彼らの利益の促進に対して優先的な注意を与えること、および、とりわけ貧困の撲滅、持続的な経済成長の促進、持続可能な開発並びに全ての者に対する完全且つ生産的な雇用とディーセント・ワークを通して、ユースの発展を妨げる課題に対処することを再確認し、また、適切な場合には、地方の、国の、地域のそして国際的な開発戦略と政策の定式化において、ユースおよびユース主導の組織の一層の参加を求める。

13. ジェンダーに基づく暴力、人身売買、いじめおよびネット上のいじめを含むあらゆる形態の暴力、並びに薬物関連犯罪のような犯罪行為への関与と不正操作からユースが保護される必要性を再確認し、またユースの権利の侵害を除去するための、安心できる制度およびユース向けのカウンセリング制度並びに苦情申し立て制度および報告制度を開発する必要性を認識する。

14. 全ての政府開発援助の公約の実現、適切な技術移転、能力開発、対話の強化、相互理解およびユースの積極的な参加を通してを含む、ユースに関する国際的な協力の強化は、貧困の撲滅、完全な雇用と

社会的再統合を達成することに向けた取組の決定的な要素であることを再確認する。

15. ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標を達成する加盟国の誓約を履行する加盟国による現行の取組を歓迎し、また若者の状況を改善するための加盟国、国際連合機関、ユース主導の組織を含む市民社会組織並びに民間部門の貢献を承認し、しかしながら、これらの取組にもかかわらず、かなりの数の若者が、貧困が主要な課題でありまた特に少女と若い女性の基本的な社会的役務へのアクセスが限られている地区に居住していることおよびユースの開発が、経済と金融の危機により、並びに食糧危機と継続する食糧の安全が保障されていないことにより、エネルギー危機および気候変動によりもたらされる課題により妨害されたままになっていることに懸念をもって留意し、またミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標に向けた包括的な進展、とりわけユースに関する問題に関する進展が、一様でないことにもまた懸念を持って留意する。

16. 世界のユースの多数が、発展途上国で生活していることおよび開発の制約が、資源、教育並びに訓練、保健医療、雇用および広範な社会経済開発の機会へのユースの制限されたアクセスのためにユースに対して一層の課題を与えていることを認識し、それ故、国際連合機関に対し、利益が発展途上国に生活している若者に平等に届くことを確保するためにユースに関するその計画を立案し実施する際に、これらの開発の制限を考慮することを要請する。

17. 適用可能な国際法に違反して、武力紛争におけるユースの勧誘と使用を非難し、ユースが関与したことに関してそのことが有する否定的結果を憂慮し、また、加盟国に対して、国際連合機関と協力して、具体的な措置を講じることと動員解除された若者の、効果的な社会的再統合および経済的再統合並びに社会復帰を確保するための計画を支援し続けることを求める。

18. 薬物関連犯罪を含む、ユースの犯罪およびユースと社会の社会経済開発への犯罪の影響を予防することと対処すること、並びに若い被害者と証人を保護することおよび若い犯罪者が建設的な役割を負う目的で彼らの社会への社会復帰、再統合並びに包含を支援する重要性を認識する。

19. 国際ユース年の式典に続いて、加盟国に対し、発展、社会的包含、寛容および平和の行為主体者として、国の、地域のそして国際的な水準での、人権教育と学習、ユース間およびユースとの対話並びに相互理解の修養を含む促進に、より強い強調を置きまたその活動を拡大し続けることを招請する。

20. 適切な手段を通じた関連する意思決定過程への若者とユース主導の組織の完全且つ効果的な参加が、特にミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標を達成することまた世界的な会議およびサミットの成果文書並びにユースのための世界行動計画を実施することにとって重要であることをくり返し表明する。

21. ユースの代表が、総会および他の国際連合機関に対して行っている積極的な貢献並びに若者と国際連合との間のコミュニケーションの重要な伝達経路として役立っている彼らの役割を認識し、またこれと関連して、事務総長に対して、会合における彼らの効果的な参加を促進することが継続できるように、既存の機関を適切に支援することを要請する。

22. 加盟国に対し、関連する関係者と協力して、ユース関連問題、とりわけユースの参加、ユースの労働、ジェンダーの平等と女性の能力の強化、社会的再統合、全ての者のための完全雇用とディーセント・ワーク、平等な教育へのアクセス、科学的小および革新的能力の開発、学問と訓練、とりわけ子どもと若者の保護のために情報およびコミュニケーション技術へのアクセスと安全な利用、保健医療へのアクセス、差別の撤廃、あらゆる形態の暴力からの保護、世代間の連帯並びに金融、経済およびその他の危機の影響に関する問題によりよく対処するため、対話と相互理解を促進することを奨励する。

23. ユースの開発を確保するための主要な責任は国家にあるという事実を考慮しつつ、進展を達成する取組において加盟国を支援するため、より広範なユース開発議題を促進することおよび国際的な協力と模範例の交換を強化することを、国際連合機関に要請した国際社会および市民社会並びに民間部門に招請する。

24. 専門機関、基金および計画を含む、国際連合機関に対し、その職務権限に従って、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成とユースのための世界行動計画を含む、関連する成果文書および行動計画を促進できる国家の方策、政策並びに計画の開発と実施における国家の能力および取組の強化を、要請に基づいて、支援することを促す。

25. 国際連合機関に対し、特に、ユース開発に関する機関間ネットワークを通じたユース開発に対するより一貫した、包括的且つ統合的な対処方法に向けたその調整を高めまた取組を強化することを要請し、国際連合機関と関連協力者に対し、ユース開発を妨げている課題に対処する国の、地域的および国際的取組を支援する一層の措置を策定することを求め、またこれに関連して、加盟国並びに市民社会を含む他の関連する利害関係者との密接な協力を奨励する。

26. 事務総長に対し、既存の報告義務に然るべき考慮を払って、特別開発委員会の第 51 回会期に同委員会に対し、ユースに影響する問題への対処法に関する国の経験、教訓および模範例に関する報告書を提出することを要請する。その報告書はまた、ユースに関する現行の国際連合計画が達成したものと不足した点を評価し、ボランティア活動を通してを含むユースの開発と参加を妨げている課題により効果的に対処する方法、その一貫性を含むユースに関連した国際連合計画および構造を改善する方法、世界中のユースの中の対話と相互理解をより良く育成する方法、これらの分野における進展を評価する方法に関する具体的な勧告を、提案するものとし、また国際連合システムによって行われた活動を考慮して、加盟国、並びに関連する専門機関、基金と計画および地域委員会と協議して、準備されるべきである。そして事務局に対し、様々なユースの入力情報が、その審議中に社会開発委員会と然るべく共有されることを確保するため、ユース主導の組織およびユースに焦点を絞った組織と、適切な場合には、協議することをまた要請する。

27. ユースの状況を評価し加盟国との継続した協議を奨励する加盟国を支援するため、ユースのための世界行動計画および提案された目標と指標に結びつけられた一連の実行可能な指針を提案する。

28. ミレニアム開発目標を含む、関連する国際的に合意された開発目標とユースのための世界行動計画

を含む、関連する成果文書と行動計画に然るべき注意を払いつつ、ユースの開発、対話および相互理解を促進する私たちの公約を遂行する私たちの決意をくり返す。それ故、私たちは、以下の行動を約束することを誓う。

(a) 国際社会に対し、ユース主導の組織、私的部門および社会の他の部分を含む市民社会と共に、地球規模化の社会的および経済的な負の結果に先手を打ち且つ埋め合わせまた若者に対するその利益を最大化する加盟国の取組を支援することを求める。

(b) 加盟国および政府間並びに非政府間機構を含む、援助提供者に対し、この成果文書並びにユースのための世界行動計画の実施における加盟国の取組を支援することを、また求める。

(c) 包括的な職業創造のための焦点を絞ったまた統合された国家ユース雇用政策を開発し且つ実施すること；改善した雇用価値；ユースの移住者を含む、ユースを必要とする具体的な労働市場に合致した技術開発と職業訓練；社会における若者の権利と義務について若者の中に知識を育む地方の、国の、地域のそして世界的な水準での若い起業家のネットワークの発展を含む、増加した起業家；これらにより、ユースの失業、不完全雇用、脆弱な雇用および不正規雇用の高い割合に対処する。またこれに関連して、援助提供者、専門的な国際連合機関および私的部門に対し、要求に応じた技術的および資金的支援を含む、援助を提供し続けることを要請する。

(d) 加盟国に対し、相応な且つ生産的な労働を見つけ出すための本当の機会をどこにいる若者にも与える戦略を開発し且つ実施することによりユースの失業の世界的な課題に対処することを促し、またこの文脈で、ユースの失業に焦点を絞ったユースの失業に関する世界的な戦略の開発に向けた取組を約束することを検討し、さらに加盟国、雇用者組織、労働組合、私的部門、あらゆる水準の教育機関、国際社会の支援を得たユース組織と市民社会、金融機関を含む全ての関連する利害関係者および適切な場合には国際連合システムに対し、地域的および国の特色を考慮しつつ、ユースの起業家の促進を通してを含む、労働市場における包括的な雇用機会を育むために、これに関連した提携を策定することを奨励する。

(e) ユース主導の組織、教育機関および民間部門を含む、市民社会と協力して、異なった人種、文化および宗教的背景をもつ若者の中の相互尊敬、寛容および理解を育むため、国際的、地域的そして国民的提携を強化するため、適切な措置に着手する。

(f) 知識と教育は、ユースの参加、対話および相互理解にとって主要な要素であるので、とりわけ若い女性、学校に行けないユース、障害を持ったユース、先住のユース、農村地区のユース、ユースの移住者、および HIV と共に生活した AIDS の影響を受けているユースの、奨学金および他の融通のきく計画、非正規教育、並びに技術的および職業上の教育と訓練に対する適切なアクセスを含む、必要とされる知識、能力、技術および倫理的な価値を彼らが獲得できることを確保するため、社会的、経済的並びに政治的発展の過程を開発しまたそれに十分に参加するため、何らかの基準による差別なしに、教育の質を改善するための、また教育に対する万人共有の利用権を促進するための取組を増加する。

(g) 全ての国のユースの中の対話および相互理解、寛容並びに友情を促進するため、若い女性を特に考慮しつつ、ユースのための人権教育と学習を促進し且つ提供し、またこれに関連して独創力を発展させる。

(h) 加盟国に対し、テロリズムと扇動により影響を受けまたは利用された若者を保護するため国際法に一致した効果的な措置を講じることを促す。

(i) あらゆる環境におけるユースに対するあらゆる形態の暴力の防止と排除のための適切な法を

採択し且つ戦略を策定し、またユース主導の組織とネットワークを通じた暴力を終わらせるためのユースの活動を支援する発案を含む、ユースに対する暴力を終わらせることに関する政策と適切に財政援助を受けた計画の実行を確保すること。

(j) 若者の生活の質を改善するため、情報およびコミュニケーション技術の利用を強化し、また国際連合システム、援助提供者、私的部門および市民社会の支援を得て、普遍的、非差別的、平等、安全および特に学校並びに公的場所における情報およびコミュニケーション技術に対する入手可能な利用権を促進し、また技術移転と国際協力を通してを含む、コンピュータ利用者と非利用者との格差を埋めるために障害を除去し、並びに局地的に関連する内容の開発を促進し、情報およびコミュニケーション技術を適切且つ安全に利用するために必要な知識と技術を若者が備えるための措置を実施する。

(k) 若者が、差別無しに持続可能な保健制度と社会的役務に対する利用権をユースに提供することにより、またそれに特別な注意を払うことにより、身体と精神の健康の到達できる最も高い基準を享受することを確保し、また摂食障害と肥満を含む食物、非伝染性と伝染性の疾患および性と生殖に関する健康の効果、並びに HIV と AIDS を含む性感染疾患を予防するための措置に関する認識を高めること。

(l) 気候変動の適応と緩和、とりわけ農業生産に従事している者に対する砂漠化と他の課題を含む、環境問題に対する訓練と能力構築へのユースの参加を促進し、また気候変動によって脅かされている、食べ物の安全を提供することに重大な役割を果たす。

(m) 全ての移住者、特に若者の人権と基本的自由を、彼らの移住者の地位に関わりなく、効果的に促進し且つ保護し、国際的、地域的若しくは二国間の協力と対話を通してまた包括的且つ均衡のとれた対処方法を通して、国際的な移住者に対処し、また全ての移住者、特に若者の人権を促進且つ保護することにおける起因国、通過国と目的地の国の役割と責任を認識し、またユースの移住者の脆弱性を悪化させる取組を避けつつ、彼らの根本原因に対処する。

(n) 加盟国に対し、ミレニアム開発目標の達成を促進するため外国の占領の下で生活する若者の権利を完全に実現するための障害を除去するために国際法に一致した具体的行動を取ることを促す。

(o) 加盟国、国際社会、国際連合システムおよび民間部門に対し、開放と包括性を達成することにおいてユース主導の組織を支援することおよび国のまた国際の開発活動に参加する彼らの能力を強化することを奨励する。

(p) 加盟国に対し、ユース開発に対する貢献者として、ユース主導の組織を含む、市民社会との提携のための制度を強化することを奨励しまた農村と都市部のユースを含む若者、彼らの国の政府および適切な場合には他の関連する意思決定者の中での、協力、対話並びに情報交換の効果的な伝達経路を創設する。

(q) 加盟国と政府間および非政府間機構を含む援助提供者に対し、ユースの分野における触媒的且つ革新的活動を支援するため国際連合ユース基金に積極的に拠出すること、またユースの代表のより大きな地理的均衡のための必要を考慮しつつ、ユースに関する国際連合計画の活動に発展途上国からのユースの代表の参加を促進することを求め、そしてこれに関連して、事務総長に対してこの基金並びに国際連合機関の他のユース関連基金との共力作用への拠出金を奨励するための適切な行動をとることを要請する。